

令和 7 年 9 月 1 日
学 校 健 康 推 進 課

学校給食費会計の廃止、一般会計に基づく事業実施について

1. 主旨

区では、保護者等から食材費分として徴収した給食費について、一般会計とは別に「学校給食費会計」を設置し、学校給食費に関する収支を特別会計の歳入歳出予算として管理・運営を行ってきた。

一方、令和 5 年度から、区立小・中学校の給食費無償化を実施しており、給食費の大部分を占めていた児童・生徒分の徴収がなくなり、児童・生徒の食材費を一般会計からの繰入金で負担している状況にある。

会計を切り分けて管理する必要がなくなったことから、「学校給食費会計」を廃止し、関連する予算を全て一般会計において管理・運営することとする。

また、「学校給食費会計」の廃止に伴い、「世田谷区学校給食費会計条例」を廃止する。

2. 特別会計設置の経緯

学校給食費については、各学校による私費会計で管理することを基本とし、共同調理場から給食提供を受けている中学校については「中学校給食費会計」（特別会計）を設置して管理を行ってきた。

その後、平成 30 年度には全小・中学校について、給食費の公会計化を開始し、「中学校給食費会計」から全小・中学校を対象とする「学校給食費会計」（特別会計）へと名称を変更し、現在に至っている。

3. 一般会計に基づく事業実施による主な変更点及び方針について

- ・特別会計予算、一般会計予算の 2 つの会計での管理から、一般会計予算のみでの管理となる。これにより、公費負担となる児童・生徒分の食材費予算について、一般会計予算から特別会計予算への繰り入れが不要となる。
- ・一般会計に基づく事業実施後も、引き続き、給食費の滞納について、債権管理の取組みを行っていく。
- ・給食の献立についても、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食水準を維持していく。

4. 今後のスケジュール

令和 7 年 1 1 月 文教常任委員会

第 4 回区議会定例会

令和 8 年度 「学校給食費会計」の廃止、一般会計に基づく事業実施